

# 平成26年8月15日からの大阪府議会・臨時議会の運営について、違法性や瑕疵は、全くない！

1. 議員提出第2号議案の議会運営委員会における決定は「一事不再議に該当し議決不要」とされたが、会議規則第75条に定める委員長報告書の作成・提出なしに、議長の諸報告として「議決不要」と報告された。この本会議における議決不要の決定は会議規則違反であり無効ではないか。



## 1 について

委員会に付託された議案については、会議規則第75条で「事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない」とされている。また、委員会報告書の提出が無かったときは、付託された委員会では審議未了となることから、会議規則第44条第3項で、「期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、本会議において審議することができる」とされ、いずれをとっても、議長は、その議案を本会議で議題に供し、審議、採決等を行うべきであるということは理解している。

ただし、議員提出第2号議案については、議会運営委員会において、8月15日に否決された議員提出第1号議案と一事不再議となるため議決不要、との取り扱いを決定したことから、議長として、これ以上審議する余地はないと判断し本会議で報告したものである。

2. 同じく、議員提出第2号議案を「一事不再議に該当し議決不要」とする決定に疑義がある場合は、会議規則第126条の規定により本会議に諮ることとされているにも関わらず議長は本会議に諮らなかった。このことは、会議規則違反であり無効ではないか。



## 2 について

議長の報告が、会議規則の施行に関する疑義が生じる宣告であった場合、会議規則第126条ただし書きにおいて、異議の申し立てをすることができることとされ、事前に書面でもって異議の申し立てと同様の動議が要件を整え、提出されていた場合、議長としては、同動議を本会議において諮るべきであるということは理解している。

しかしながら、議員提出第2号議案については、議会運営委員会において、8月15日に否決された議員提出第1号議案と一事不再議となるため議決不要、との取り扱いを決定したことから、議長として、本会議において諮らなかったものである。

3. 「一事不再議の決定につき会議に諮ることを求める動議」及び「議員提出第2号議案を本日の本会議において日程に追加し、直ちに採決されんことの動議」を当日午前の議会運営委員会理事会で議長に提出した。その上で、本会議で議長が諸報告として議員提出第2号議案を議決不要と報告する前に、2件の動議を諮るよう求めたにもかかわらず、議長は「動議は認めません」と2度発言し、動議を無視した。要件を備えた動議は有効に成立しており、議長はこれを会議に諮らなければならないのにこれを無視し続けたのは明らかに不作為である。



## 3 について

要件を整えて提出された動議については、議長はこれを取り上げなければならないことは理解している。

なお当時、議場は議席を離れる者や騒ぎ立てる者が出るなど騒然としており、発言を取上げることが難しい状況にあったことをご理解いただきたい。

4. 本会議の暫時休憩中も、開議請求を行った57名は本会議場におり、仮議長の選出を避けるため議長席に座っている副議長に対し、口頭により開議請求及び会議時間延長の動議を提出するとともに、書面によっても開議請求及び会議時間延長の動議を提出している。従って、副議長は地方自治法第114条に定めた会議の再開義務を負っているにも関わらずこれを開かず、会議時間の延長を行わなかったのは同法違反ではないか。



## 4 について

開議請求の提出先が議長であり、議長が事故あるときの状況でない限りは、本会議の開議権は議長の専権事項となることから、副議長に対し、口頭若しくは書面で行われた開議請求をもって、直ちに副議長に開会義務が生じるとはいえないと考える。

地方自治法違反であるかどうかについては、議長に事故あるときの認定を慎重に行うたうえで、判断されるべきものとする。

5. 副議長は、16時48分頃に議長が会議を再開し、会議時間の延長を行うことなく暫時休憩を宣告した後、16時50分頃から17時5分頃までの間、議長席に座ったまま占拠し続けた。その間、開議請求や会議時間延長の動議を無視するなど、会議を開く意思は全く見受けられなかった。この行為は地方自治法第114条に反するものであり、同法第106条第1項及び第2項の規定に基づき、正副議長とも「事故ある」と認められ、仮議長の選出の要件を満たすのではないかと考える。



## 5 について

正副議長に事故あるときの認定については、当然ながら、正副議長が判断するものではないが、認定にあたっては、正副議長の意思や議会の状況等を総合的に勘案し、慎重に判断していただくべきものであると考える。

6. 副議長の意図的な議長席占拠及び不作為により17時を過ぎたが、開議請求、会議時間延長動議、議員提出第2号議案に関する諸動議は、すべて定足数の過半数を超える57名から提出されており、こうした議会の意思が全く反映されていない。



## 6 について

開議請求については、議長に本会議の開会義務が、その他諸動議については、要件が整い、議長が受理した限りは、議会運営委員会理事会、議会運営委員会において、その取扱いを協議のうえ、本会議で図るべきものであると考えるが、17時をもって自然閉会となったものである。

**議会運営委員会を開いたが、会議請求を行った方々が、議会運営委員会に出席をせず、欠席だったために、自然閉会となった。**

地方自治法第114条第2項によると、議員の請求により会議を開いた時、又は議員中に異議がある時は、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ、又は中止することができないと規定されている。今回の場合、暫時休憩のまま17時を過ぎたが、会議を閉じておらず、会議規則第8条1項に定める会議時間（午後1時から午後5時）に関わらず、午前0時までは会期中であり、17時10分から過半数の57名の議員により仮議長のもとで再開された会議は有効であり、議員提出第2号議案は可決していると考えられる。



## 最後の見解について

地方自治法第114条に基づく、議員の請求による開議は、議会が活動能力を有する会期中を前提としたものであると解され、当該平成26年8月臨時会の会期は、閉会日である、8月27日の閉議時刻である午後5時までに会議時間の延長が行われなかったことから、平成26年8月15日の午後1時から同年8月27日午後5時までとなり、それ以降に行われた会議における議決行為は、会議が会期外の活動であり、議会の活動能力を有しない状態で行われたものと考えられる。